

公正証書とは、公証人が契約当事者の囑託により、その面前で陳述した契約内容を録取して作成した証書をいいます。

#### 公正証書の特徴

公正証書の特徴として、以下の事項があげられます。

1. 通常の私文書と異なり、公文書としての推定を受け（民事訴訟法第228条2項）、強い証拠力を有する。
2. 公正証書に記載された日付は、確定日付の効力（確実にその日に作成されたことの証明）が認められる。
3. 公正証書であれば、原本が公証役場に保管されているので、謄本をなくしても、再度謄本の交付を受けられる。
4. 金銭の一定の額の支払、またはその他の代替物もしくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求については、判決を得なくてもただちに強制執行を行うことができる。

#### 強制執行

上記4つの公正証書の特徴の中でも、4番目の効果が重要です。相手方が契約違反を起こした後、裁判を起こして判決を得るとすれば、多大な費用と時間を要することになるからです。

4番の効果をj得るためには、強制執行を認諾した旨の以下のような条項を記載しなければなりません。

#### 第○条（強制執行認諾）

乙は、本契約上の金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行を受けるべきことを認諾した。

もっとも、直ちに強制執行できるものは、金銭等の請求に関するものであり、建物の明渡や移転登記等の請求は対象外であるため、注意が必要です。

以上